

練習会、大会、合宿の申請に関する規則

(申請)

第1条

加盟校及び準加盟校が練習会、大会、合宿を行う場合は、その一週間前までに別途定められた申請書に必要な事項を記入し、日本学連事務局及び関東学連（以下本連盟とする）事務局まで所定の方法で提出しなければならない。

(目的)

第2条

提出された申請書は、地域トラブルなどの予防・仲介を目的として、本連盟が加盟校及び準加盟校の活動を把握するために利用される。申請書の提出された練習会、大会、合宿については、日本学連及び本連盟が全ての責任を負うものとする。

申請書の提出されていない練習会、大会、合宿で起きたトラブルについては日本学連及び本連盟として一切関知しない。

(練習会の実施)

第3条

特別に練習会、大会、合宿の中止指示をうけた場合、加盟校及び準加盟校は練習会を行ってはならない。また、地図保有団体や都県協会から指示をうけた場合も同様である。

(報告書の提出)

第4条

加盟校及び準加盟校の練習会、大会、合宿に於いて地域トラブルなどが発生した場合、その責任者は直ちに日本学連及び本連盟に所定の報告書を提出しなければならない。

トラブルがなかった場合は特にこれを定めない。

(保管)

第5条

本連盟事務局における申請書の保管期限は1年、報告書の保管期限は3年とする。

(改正)

第6条

本規則の改定は本連盟の総会の議決による。

(施行)

第7条

本規則は 2010/10/30 より施行される。

2010/10/16 制定